

# 1. 追手門学院大学地域支援心理研究センター 運営委員会規程

[2004年3月8日制定]

## (趣旨)

第1条 この規程は、追手門学院大学地域支援心理研究センター（以下「センター」という。）規程第14条第2項の規程に基づき、追手門学院大学地域支援心理研究センター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定める。

## (審議事項)

第2条 委員会は、センターに関する次の事項を審議する。

- 1 センターの事業及び予算に関する事項
- 2 センターの所員、研究員及び連携研究員の任免に関する事項
- 3 その他センター規程第2条の目的達成に必要な事項

## (運営委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、地域支援心理研究センター長がこれにあたる。

## (組織)

第4条 委員会は、前条に定める委員長のほか、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 1 学長
- 2 副学長
- 3 各学部長
- 4 法人事務局長
- 5 文学研究科長
- 6 心理学専攻主任
- 7 心理学科学科長
- 8 学生相談室長
- 9 心のクリニック室長
- 10 センター所員2名

## (会議の招集)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(会議の成立)

第6条 委員会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、センターにおいて行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会がこれを定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、委員会の議を経て行う。

附則 この規程は、2004年4月1日から施行する。

# 追手門学院大学地域支援心理研究センター規程

[2004年3月8日制定]

## (設置)

第1条 追手門学院大学学則第58条に基づき、本大学に地域支援心理研究センター（以下「センター」という。）を置く。

2 センターの組織並びに運営は、この規程の定めるところによる。

## (目的)

第2条 センターは、広く地域社会と連携して、社会における心理的諸問題の解決に資する学術的並びに実践的研究を推進し、併せて地域社会における心理的諸問題への具体的対応を支援し、もって本大学における心理学的研究と教育の成果を社会に還元することを目的とする。

## (事業)

第3条 センターは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 社会における心理的諸問題とその解決に関する心理学的視点からの学術的並びに実践的研究
- 2 地域社会における関係諸機関との連携活動、並びに関係諸機関の活動に対する心理学的支援
- 3 一般の地域住民を対象にする心理臨床活動
- 4 社会における心理的諸問題に関する諸種の啓発活動
- 5 センターの業務実績及び研究成果の公刊
- 6 心理学的実践活動に寄与する専門家の養成
- 7 その他、前条の目的を達成するために必要な事業

## (附属機関)

第4条 センターに、第2条の目的を達成するために「心のクリニック」を置く。

2 「心のクリニック」は、心理的援助を必要とする地域住民を対象に臨床心理学的援助活動を実践し、併せて心理臨床の専門家を養成する実習訓練を行う。

3 「心のクリニック」の組織並びに運営については、別に定める。

## (研究プロジェクトチーム)

第5条 センターは、第2条の目的を達成するために、研究課題ごとに研究プロジェクトチー

ムを結成する。

- 2 研究プロジェクトチームは、研究課題に応じて研究員及び連携研究員によって構成する。
- 3 研究プロジェクトチームの構成、期間などについては、その都度定める。

#### (構成員)

第6条 センターは、次の構成員をもって組織する。

- 1 センター長 1名
- 2 所員 若干名
- 3 研究員 若干名
- 4 連携研究員 若干名
- 5 事務職員 1名

#### (センター長)

- 第7条 センター長は、センターの業務全般を統括し、必要に応じて研究員の職務を分担する。
- 2 センター長は、本学の教授から学長が委嘱する。
  - 3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。

#### (所員)

- 第8条 所員は、センターの諸活動を分担する。
- 2 所員は、本学の専任教員から学長が委嘱する。

#### (研究員)

- 第9条 研究員は、専門領域に応じて研究課題を分担する。
- 2 研究員は、本学心理学科専任教員から学長が委嘱する。
  - 3 研究員には、研究課題に応じて、本学心理学科以外の専任教員並びに他大学の研究者を加えることができる。
  - 4 研究員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、研究員の任期は、その所属する研究プロジェクトチームの期間とすることができる。

#### (連携研究員)

- 第10条 連携研究員は、研究プロジェクトチームに分属し、研究員と連携して研究課題を分担する。
- 2 連携研究員は、本大学外の連携諸機関から有識者を選び、センター長の推薦に基づいて学長が委嘱する。
  - 3 連携研究員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、その所属する研究プロジェクトチームの期間とすることができる。

#### (事務職員)

第11条 事務職員は、センターの事務全般を処理する。センターの事務職員は心のクリニック

の事務職員を兼務することができる。

(所員会議)

第12条 センター長は、必要に応じて所員会議を開催する。

(研究成果の公開)

第13条 センターは、研究成果を「追手門学院大学地域支援心理研究センター紀要」並びに「心のクリニック紀要」として毎年度発行する。

2 センターは、研究成果を随時ホームページに掲載してその研究成果を積極的に社会に発信する。

(センター運営委員会)

第14条 センターの運営の基本的事項を審議するために、センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設ける。

2 運営委員会の組織及び運営については、別にこれを定める。

(守秘義務および倫理)

第15条 センターの業務に関係する者及び関係した者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはいけない。

2 センターの業務に従事する者及び従事した者は、職務上の倫理を遵守しなければならない。

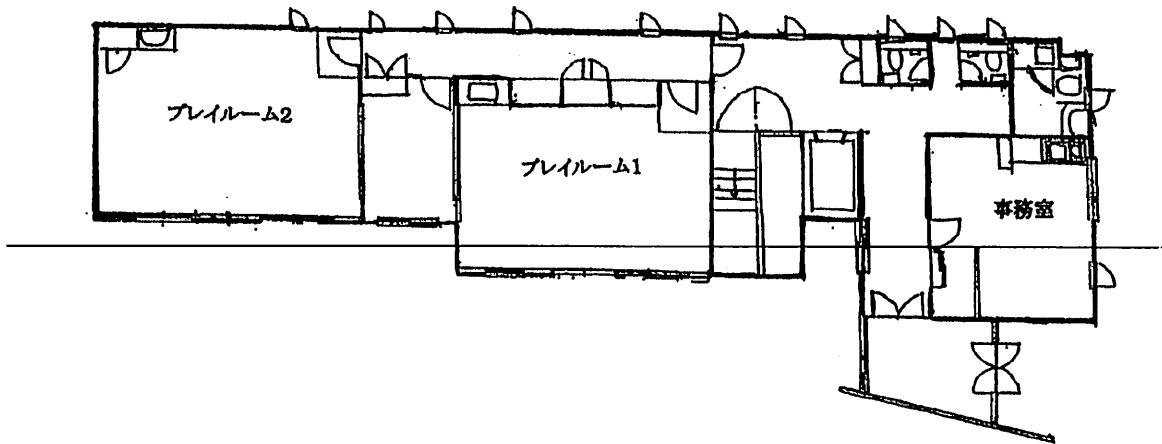
(改廃)

第16条 この規程の改廃は、運営委員会の議を経て行う。

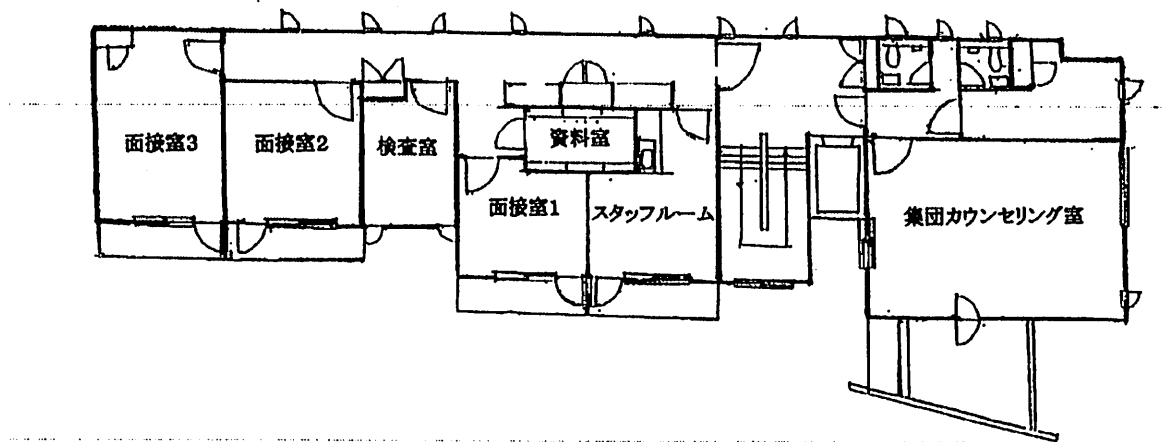
附 則 この規程は2004年4月1日から施行する。

### 3. 地域支援心理研究センター平面図

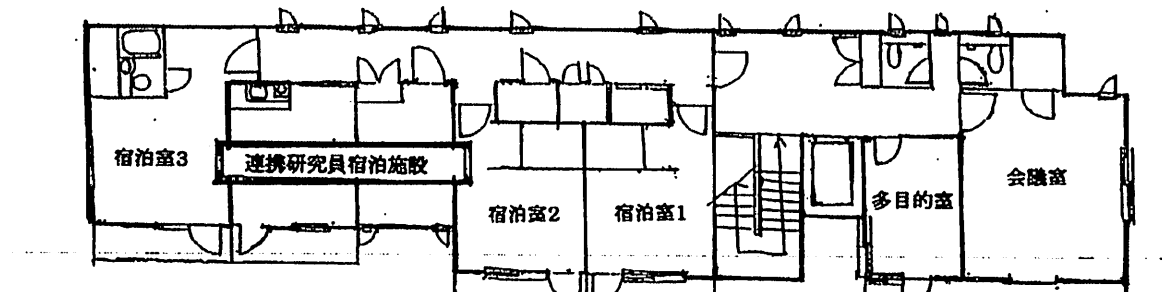
1F



2F



3F



## 4. 地域支援心理研究センター紀要 執筆規程

### 1. 原稿の構成

1) 掲載形態 (a、b、cのいずれかでご執筆ください)

①論文

②研究ノート

③書評・内外学会動向

2) タイトル

日本語と英語

3) 執筆者名、所属名、連携機関

4) 本文・注・文献 (仕上がりはA4判)

### 2. 原稿の提出方法

1) 「MS-Word」のファイル (サイズはA4判) をフロッピーディスクか電子メールに添付して送る。他の形式の場合は事務局へ問い合わせのこと。

2) ハードコピーも3部提出。(サイズはA4判)

3) 原稿は完全原稿とする。(※提出された原稿がそのまま印刷される。)

### 3. 表記

1) 字体

【本文】日本語：MS明朝体 11ポイント

外国語：Times New Roman 11ポイント

【見出し】原則としてMS明朝体 (強調文字) 14ポイント

副題：MS明朝体 (強調文字) 12ポイント

【注・参考文献】日本語：MS明朝体 11ポイント

外国語：Times New Roman 11ポイント

2) 文中の表記

句読点は、原則として「、」「。」を使用し、新字、新カナを使用のこと。

また、ヨコ2段組みのため、句読点、カッコ、コロンなどはヨコ組の表記となる。

3) 用字用語、表記の統一

原則として、用字用語の統一は行わないので、各自で原稿中の統一をはかること。詳細については、日本心理学会「執筆・投稿の手引 (改訂版)」に基づき執筆すること。

4) 日本人以外の人名表記

人名は、原語表記とする。

5) 西暦・和暦、数詞

半角アラビア数字を使用すること。

6) 引用文献の表記方法

和書、洋書を分けずに、著者のアルファベット順に記載すること。

7) 論文中の写真・図形・表について

採用時には単独の形式で用意すること。

①写真：

デジタルカメラで撮影したものであれば、解像度350DPI以上のオリジナル写真データを標準的な画像フォーマット (JPEG) のファイルとして、またアナログ写真で撮影されたものであれば、紙焼きの形で用意のこと。

②線画 (線で構成されたグラフィックス)：

作画したオリジナルのCGソフトからEPS (Encapsulated PostScript) 形式に変換したファイルを用意すること。

③表組み：

スキャン画像ではなく、作表した際に使用したソフトのファイル形式で用意すること。



# 地域支援心理研究センター紀要編集規程

1. 本誌は、追手門学院大学地域支援心理研究センターの研究発表の場として、年1回発刊する。
2. 編集委員会は、地域支援心理研究センター所員の中から選出された委員によって構成される。
3. 本誌に原著論文を投稿する者は、別に定める投稿規程を守らなければならない。
  - 1) 投稿は、地域支援心理研究センター関係者に限る。ただし、依頼原稿、資料および特集についてはこの限りではない。
  - 2) 大学院生が投稿する際には、指導教員を通して原稿を委員会に投稿し、審査の結果原稿の採否を決定する。原稿採択の場合、大学院生が筆頭著者となり、指導教員を第2著者として明記すること。投稿にあたっては、フロッピーディスク（機種、様式、ファイル名を記す）に原稿コピー3部を添えて提出することとする。
  - 3) 論文は、未発表のものに限る（口頭発表、研究会での発表をのぞく）。
  - 4) 論文提出の締め切りは、発行年の1月31日とする。
  - 5) 紀要に掲載された論文は、地域支援心理研究センターのホームページ上に掲載する。（ただし、外部からの書き込みはできない。）

---

## 追手門学院大学 地域支援心理研究センター紀要 創刊号

発行年月日	2005年3月31日
発行者	追手門学院大学地域支援心理研究センター 〒567-8502 大阪府茨木市西安威2丁目1番15号 TEL 072 (643) 9439
制作	(株)紀伊國屋書店